
2019年3月4日（月）発行

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol. 48

株式会社スリー・シー・コンサルティング

- 1 会計ニュースダイジェスト（2019年2月）
- 2 会計基準の公表予定等
- 3 ワンポイント開示会計問題演習「連結財務諸表等その他」
- 4 児玉厚の開示川柳「報酬はFCFの達成率で！」
- 5 編集後記

-
- 1 会計ニュースダイジェスト（2019年2月）
-

- 1) IFRS「事業セグメント」「割引率」に関する説明文書を公表（2月28日）

<https://www.ifrs.org/news-and-events/2019/02/project-summaries-on-ifrs-8-and-discount-rates-published/>

- 2) 金融庁、2019年版EDINETタクソノミを公表（2月28日）

<https://www.fsa.go.jp/search/20190228.html>

- 3) JICPA、監査基準改訂に伴い監査基準委員会報告書等を改正（2月27日）

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190227aei.html

- 4) 東証、コーポレート・ガバナンス報告書記載要領を改訂（2月21日）

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/01.html>

- ・コーポレートガバナンス・コードへの対応状況の集計結果（2018年12月末）

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>

- 5) 企業結合会計基準改正等を受け財規等改正案を公表（2月18日）
（意見募集期限：2019年3月19日）

https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190219_zaiki.html

2 会計基準の公表予定等

- ・先月公表された基準等については上記「会計ニュースダイジェスト」をご覧ください。

1) IFRS (2019年6月までの公表予定)

(無印：確定 ED：公開草案 DP：ディスカッションペーパー
PS：プロジェクト概要 FS：フィードバック文書)

(1) リサーチプロジェクト

- ・開示に関する取組み－開示の原則：PS 2019年3月予定
- ・割引率：PS 2019年2月済

(2) メンテナンスプロジェクト

- ・IFRS第17号「保険契約」修正：ED 2019年4-6月予定
- ・単一取引から生じる資産及び負債に関連した繰延税金（IAS第12号改正）
：ED 2019年4-6月予定
- ・認識の中止のための「10%テスト」に伴う報酬（IFRS第9号改正）
：ED 2019年4-6月予定
- ・銀行間取引金利改革及び財務報告への影響：ED 2019年4-6月予定
- ・IFRS第8号「事業セグメント」等改善：FS 2019年2月済
- ・リースインセンティブ（IFRS第16号改正）：ED 2019年4-6月予定
- ・初度適用者としての子会社：ED 2019年4-6月予定
- ・公正価値測定における課税（IAS第41号改正）：ED 2019年4-6月予定
- ・概念フレームワークへの参照の更新（IFRS第3号改正）
：ED 2019年4-6月予定

・ワークプラン

<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/>

・IASB Update

<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb-updates/>

2) 日本基準

(1) 実務対応報告第18号：公開草案 2019年3月予定

- ・現在開発中の会計基準に関する今後の計画（更新：2019年2月25日）
<https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html>

3 ワンポイント開示会計問題演習

*メルマガ読者にのみ公開しています。

4 児玉厚の開示川柳

*児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による「開示川柳」をお届けしております。

「報酬は FCF の 達成率で！」

有価証券報告書の改正内容が具体的に報じられることはめずらしい。中心は「役員報酬の算定根拠の開示」だ。

日経新聞の内容は下記のとおり。

2019年3月期から20年3月期にかけて、上場企業の財務状況などを記載した有価証券報告書（有報）の開示内容が大きく変わる。これまで有報は形式的な数字の記載が中心で、会社の戦略や経営者の方針がわかりにくく、投資家目線で内容が不十分との声が出ていた。投資家にとって重要な情報が集約される有報がどう変わるのか整理した。

上場企業は2019年3月期決算から、役員報酬の決め方の開示が義務付けられる。業績に連動して増減する報酬が報酬総額に占める割合や、どの指標に基づいて報酬を算出するかといったルールだ。日本企業は米欧に比べ報酬額は低いものの、決定プロセスが分かりにくいとの批判があった。日産自動車元会長のカルロス・ゴーン被告を巡る事件では、報酬の不透明さが問題視されている。開示が強化されれば、不正へのけん制機能が高まりそうだ。

一般に役員報酬は3階建て構造となっている。

*続きはメルマガ読者にのみ公開しています。

5 編集後記

*メルマガ読者にのみ公開しています。

発行：株式会社スリー・シー・コンサルティング
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階
URL：http://www.3cc.co.jp/

Copyright (c) Three C Consulting Co.,Ltd. All Rights Reserved.